

地域商店街活性化法*

※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
(平成21年法律第80号)

よくある質問とその回答

平成24年7月

経済産業省中小企業庁

経営支援部商業課

1 地域商店街活性化法に関する基本的な質問

1-1. 地域商店街活性化法とは、どのようなものなのでしょうか。

- 商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街の活性化を図ることを目的として、平成21年8月に施行されました。
- 商店街が実施しようとする商店街活性化事業計画が、地域住民のニーズに応じて行う事業であり、商店街活性化の効果が見込まれ、他の商店街の参考となりうるものについては、本法に基づき経済産業大臣の認定を受けることができます。

1-2. 認定を受けられる商店街はどのような商店街でしょうか。

- 商店街振興組合や事業協同組合などの法人化された組合組織の商店街が対象となります。法人化されていない任意団体の商店街は本法の対象外となりますが、法人化を目指す任意団体に対しては各都道府県の中小企業団体中央会や全国商店街支援センターが支援していきます。

1-3. 認定を受けるとどのような支援を受けられるのですか。

- 認定を受けた計画に基づく事業に対する支援措置として、補助金や融資などがあります。補助金については、中小商業活力向上事業により最大2/3の補助率で支援を受けることが可能です。融資については、信用保証協会が行う信用保証に中小企業信用保険法の特例を設け、認定商店街活性化事業に係る信用保証の保証限度額が別枠で2倍に拡大されます。また、ハード整備事業については、都道府県・市町村が中小企業基盤整備機構の資金援助を得て行う無利子融資（高度化融資）を受けることが可能です。このほか、商店街振興組合等の組合員や所属員に対して、都道府県中小企業支援センターが行う小規模事業者等設備導入資金助成法に基づく設備導入費用に対する無利子融資の融資限度を1/2から2/3に拡大して支援します。

1-4. 認定を受けると自動的に補助金や融資などの支援を受けられるのですか。

- 計画の認定を受けたとしても自動的に支援を受けられるものではありません。受けたい支援措置ごとにそれぞれ申請し、審査を受けていただくことになります。

1-5. 支援を受けられる主体は計画を作成した商店街振興組合や事業協同組合等だけでしょうか。

- 中小商業活力向上事業（補助金）では、商店街活性化事業計画に位置付けられた事業であれば、商店街振興組合や事業協同組合等以外の事業者が事業を実施する場合であっても、最大2/3の補助率で支援を受けることが可能です。また、商店街振興組合等の組合員や所属員は、信用保証限度額の別枠化、小規模事業者等設備導入資金助成法の特例を受けることが可能です。

1-6. 地元の市町村や都道府県には事前に相談した方がいいのでしょうか。

- 事業の実施にあたり、国からの支援だけではなく、市町村や都道府県が実施している支援を受けることが可能な場合もあります。また、各自治体では商店街地区の再開発事業や活性化のための取組を実施している場合があり、商店街活性化事業との調整を要する可能性もあります。従いまして、商店街活性化事業計画の作成段階で地元の市町村や都道府県に相談していただきたいと考えています。

2 商店街活性化事業計画作成に関する具体的な質問

2-1. 商店街活性化事業計画に、他の商店街の活動を含めることができるのでしょうか。

- 含めることはできません。

商店街活性化事業計画には、計画作成主体である商店街振興組合等の商店街の区域において、任意の組織（例：〇〇活性化協議会、〇〇実行委員会等（以下「協議会等」という。））が行う事業を含むことができますが、この場合には審査の段階で、計画作成主体以外の商店街の区域の事業が含まれないことを確認する必要があります。

●ケーススタディ

A 商店街振興組合が、A 商店街活性化事業計画を作成した場合

(1) 隣接地に B 商店街振興組合、C 商店街振興組合がある場合、ABC が協議会等を作って実行する ABC 商店街活性化事業を含むことができるのでしょうか。

→含むことはできません。

(2) A 商店街振興組合及び市役所・商工会議所・NPO 法人を含む協議会等による、A 商店街振興組合で行う商店街活性化事業

→含むことができます。

(3) A 商店街振興組合・市役所・商工会議所・NPO 法人及び B 商店街振興組合・C 商店街振興組合を含む協議会等による、A 商店街振興組合を中心とした甲通り商店街活性化事業

→含むことはできません。

2-2. ハード事業（例：アーケードの取替等）のみで地域商店街活性化法の認定を受けることは可能でしょうか。

●原則、ハード事業のみでは認定をすることはできません。

「商店街活性化事業」とは、当該商店街振興組合等に係る商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施等の事業（地域商店街活性化法第2条第2項抜粋）とあることに加え、高齢者や子育て世代への支援、防犯・防災対策、地域文化の保存・継承、歴史的な町並みの保全、環境・リサイクル活動等の地域コミュニティ機能を商店街が担うことへの期待が高まりつつある（基本方針第一の1抜粋）とあります。ハード事業のみではこれらの要件を満たすことは難しいと考えられます。

2-3. 複数商店街の連名による商店街活性化事業計画作成及び申請について

●以下の(1)～(3)のいずれにも該当する場合、事業計画を連名で作成して申請することが可能です。

(1) 全ての商店街が商店街振興組合等、地域商店街活性化法第2条2項に記載されている組合であること。

地域商店街活性化法第2条2項抜粋

この法律において「商店街活性化事業」とは、商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。以下同じ。）が、（中略）組合員又は所属員である中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものをいう。

- (2) 計画作成主体以外の商店街のための事業が計画に含まれないこと。
- (3) 以下のいずれかに該当する事業が計画に含まれる場合。
- ・ それぞれの組合が全体で統一したコンセプトの下で行う事業
(それぞれの組合ごとにコンセプトが異なる事業を行う場合は、それぞれの組合で事業計画を作成する必要があります。)
 - ・ 複数の商店街振興組合で作った協議会等による事業（複数の商店街にまたがるような大きな商店街活性化事業等で、分担金・協賛金・負担金を拠出して行う事業も含まれます）。

●ケーススタディ

甲通り沿いに隣接する A 商店街振興組合、B 商店街振興組合、C 商店街振興組合が、連名で商店街活性化事業計画を作成した場合、以下の事業例は、商店街活性化事業計画に含むことができるでしょうか。

- ・ ABC 商店街振興組合が共同で行う商店街活性化事業
→全体の統一コンセプトに合致している場合、含むことができます。
- ・ ABC 商店街振興組合が協議会等を結成し、共同で行う商店街活性化事業
→含むことができます。
- ・ ABC 商店街振興組合及び隣接する D 任意商店会が協議会等を結成し、共同で行う甲通り商店街活性化事業
→含むことはできません。

2-4. 組合の活動エリアが広範にわたる場合

●考え方

組合の活動エリアが広範囲にわたる場合、組合員が商店街地域に属さないことも想定されますが、当該法律の趣旨により、大多数の組合員が組合の活動エリア内の商店街に属していることが必要です。

※また、組合内の商店街が離れている場合は、売上等の目標が異なることが想定されるため、商店街の区域ごとに商店街活性化事業の目標建てをすることが想定されます。

3 提出書類関係

提出書類につきましては、地域商店街活性化法施行規則に記載されております。認定申請を検討される際は、ご一読いただきますよう、宜しくお願いいたします。

3-1. 申請書様式第1（別表1）について、商店街振興組合等の構成員を記載する欄がありますが、どのように判断すれば良いのでしょうか。

●地域商店街活性化法第2条第1項の中小企業者の定義に従って判断願います。

3-2. 認定申請書を提出した後、認定までの期間に行われた事業については、実施計画として認定することは可能でしょうか。

●認定することはできません。認定後の実施事業が対象となります。

3-3. 申請書様式（別表2）「商店街活性化事業の実施期間及び内容」（1）計画実施期間の開始日について、認定後すぐに事業を開始したい場合、計画実施期間の開始日を「認定日から」と記載することは可能でしょうか。

●可能です。

提出の後、経済産業局では、都道府県・市町村への意見照会、有識者を踏まえた評価委員にて、認定の是非を判断することとなりますので、認定まで最大2ヶ月程度の期間を要します。

※認定日によっては、別表3の実施時期の記載にも影響がある場合がありますので、ご注意ください。

3-4. 提出書類のうち、『議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し』の提出を求めています。『理事会』による書類で代用することはできないのでしょうか。(施行規則第2条第2項第4号)

●代用することはできません。

3-5. 提出に必要な添付書類とは、どのようなものが想定されるでしょうか。

【例】追加項目：施設の管理・運営や利用方法

添付書類：図面、位置図、見取り図、設計概要図など

●必要に応じて各経済産業局の指導に従い、資料の提出をお願いいたします。

申請書様式第1記載要領8の②「商店街活性化事業を説明するに当たり必要と思われる書類を添付すること。」のとおり、必要に応じて、資金計画の妥当性が判断できる程度まで資料の提出をお願いいたします。また、施設を建設する場合は、建築面積・延べ床面積、用途等、資金計画の妥当性が判断できるような書類の提出をお願いいたします。

3-6. 申請書様式(別表5)について、資金計画の縦の列に、1年後(年月期)とありますが、これは、会計年度(4月~3月末)ではなく、商店街振興組合等の決算期を意味しているのでしょうか。

●商店街振興組合等の決算期です。

実施時期は、実施項目を開始する時期及び終期を四半期単位で記載してください。1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目第4四半期を示します。例えば、商店街活性化事業計画において、初年度、商店街の決算月まで、残り3ヶ月の時点で事業計画を開始した場合、1-1、1-2、1-3は存在しないこととなります。

●ケーススタディ

A 商店街振興組合の決算月が1月であり、提出された認定申請の商店街活性化事業の実施期間が、平成24年11月1日～平成29年10月31日であった場合、実施時期は下記のとおり、1-4から6-3までとなります。

初年度	11月～1月	1-4	3年目	2月～4月	3-1	5年目	2月～4月	5-1
				5月～7月	3-2		5月～7月	5-2
				8月～10月	3-3		8月～10月	5-3
				11月～1月	3-4		11月～1月	5-4
2年目	2月～4月	2-1	4年目	2月～4月	4-1	6年目	2月～4月	6-1
	5月～7月	2-2		5月～7月	4-2		5月～7月	6-2
	8月～10月	2-3		8月～10月	4-3		8月～10月	6-3
	11月～1月	2-4		11月～1月	4-4			

3-7. 申請書様式（別表5）について、2年目以降の計画がまとまっておらず、具体的な金額を記載できない状態であることから、仮に金額を入力して提出する予定です。認定の申請を受け付けた後、2年目以降の資金計画が決定した場合、どのように手続きをすれば良いのでしょうか。

●実施項目や資金計画が明確に定められたものでなければ認められません。

3-8. 1年で終了する事業計画でも認められるのでしょうか。

●認められません。

3年以上5年以内で記載することとされており、この範囲内で計画を定める必要があります。（申請書様式第1記載要領抜粋）

3-9. 報告の徴収について（法律第13条関係）

●認定商店街活性化事業者に対して、計画の実施状況につきまして、報告をいただくこととしております。報告の徴収は1年ごと、あるいは必要に応じて、実施計画の進捗状況や、目標の達成状況について伺うこととしております。認定事業への支援・把握のため、必ず実施しておりますので、宜しくお願いいたします。

4 地域商店街活性化法 基本方針に関する質問

地域商店街活性化法基本方針とは、地域商店街活性化法第三条に基づき、平成21年8月14日に公表したものです。商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向等に関する事項が定められておりますので、認定申請を検討される際は、ご一読いただきますよう、宜しくお願いいたします

4-1. 基本方針第二の1の(3)の①地域住民の需要に応じて行う事業であることの具体的な確認方法とは、どのようなものでしょうか。

●考え方

- ・商店街を利用する地域住民を対象としたアンケート調査等により、地域住民の商店街に対するニーズを十分に踏まえたものである必要があります。
- ・商店街側が意図する事業のための誘導的なニーズ集めでは、地域住民のニーズを捉まえたものとは言い難く、事業の対象外となる場合もあります。アンケートの実施にあたり、幅広く多角的な見地から調べる必要があります。
- ・観光客等が多い地域で、来街者に対するニーズの確認を行った場合、地域住民のニーズを把握できない可能性もあります。アンケートの実施方法により、事業内容が大きく異なることも想定されることから、地域住民の需要に応じた事業となっているか、確認を行う必要があります。

●ケーススタディ

- (1) 地域住民からのニーズを集めたところ、空き店舗を活用した休憩施設の設置に関して、10%のニーズを確認することができた。商店街関係者としても、当該施設の設置を望んでいたことから、事業計画に盛り込んだ。
 - 大多数の賛同を得ることができなかったニーズについては、慎重に対応すべきであると思われます。事例にあるとおり、10%程度しかニーズを得られなかったものについては、当然反対意見が多いことも考えられることから、事業展開を避けるべき可能性が高いものと思われます。
- (2) 観光客の利用の多い商店街においては、観光客のニーズも地域住民のニーズとして捉え、事業の検討を行うべきか。
 - 観光客をターゲットとした事業計画は、地域商店街活性化法の趣旨に相違がある可能性があることから、留意が必要です。当該法律の趣旨は、地域住民の生活の利便性の向上・地域コミュニティを維持・発展させる趣旨を十分に踏まえた事業である必要があることから、地域住民のニーズによるものであるか、確認を行う必要があります。

4-2. 基本方針第二の1の(3)の③に、「新規性があること」と記載されておりますが、既存から実施されている事業は対象外となるのでしょうか。

- 既存から行われている事業は、当該認定事業の対象外となります。ただし、従来から開催されている事業であっても、内容の改善や充実が図られ、他の商店街にとって参考となるものや、そこから得られるノウハウが他の商店街でも活用可能な場合は、支援の対象となり得ます。

4-3. 売上高の目標について、どのように設定すればよいでしょうか。

- 商店街全体の売上を把握するため、少なくとも半数以上の店舗から把握してください。商店街全体の活性化を目指す観点から、商店街の実態を把握する必要があります。従って、商店街役員等が経営する店舗のみを対象としたものでは不可で、一義的には商店街の全ての店舗の売り上げを把握することが最も望ましいこととなります。また、通年の売上の把握をお願い致します。イベント等の実施による売上把握による代替は不可と致します。
※店舗売上高の具体的な把握方法等は適宜ご相談ください。

●ケーススタディ

物産展イベント等の開催日に合わせ、その開催日のみの各組合員の売上高を目標指標とすることは可能でしょうか。

→不可能です。

5 認定計画の変更に関する具体的な質問

基本的に、当初事業計画を実施し、目標の達成に向けて事業活動を促進することとなりますが、やむを得ず何らかの事情により、事業の一部を廃止する場合・追加を検討する場合、当初計画と変更事業の関連性及び変更にかかる理由など、事業内容を精査する必要があります。

5-1. 商店街活性化事業計画を変更する場合の考え方について

(1) 一部の事業を廃止する場合

やむを得ず事業の一部を実施することが不可能となった場合も、計画変更が必要となります。当初商店街活性化事業計画で定めた売上高や来街者目標の達成に向け、代替となる事業の検討等を想定していただく必要があります。

※なお、事業の廃止により、計画当初の目標値を下げることは原則的には認められません。当初目標を達成できないことが明らかとなった場合は、認定の取り消しを検討する必要があります。

(2) 事業を追加する場合

既存の認定商店街活性化事業計画で調査したニーズにより確認されている事業を追加の対象とするなど、当初計画との整合性や、妥当性、また、事業の追加による売上高の増加や、来街者数の増加について、総合的に判断させていただきます。

5-2. 認定商店街活性化事業計画等の変更にかかる手続きについて

- 認定された商店街活性化事業計画をやむを得ず変更する場合、下記のような手続きが必要となります。なお、変更が生じることが想定される場合は、各経済産業局にお早めにご相談願います。

(1) 商店街活性化事業計画の変更（法律第5条関係）

商店街活性化事業計画を変更する場合は、軽微な変更等に該当しない事業計画の変更は、当初認定と同様、市町村・都道府県への意見照会が必須となるほか、有識者による審査委員会を実施し、変更計画の妥当性について判断を経た上で決定することとしております。

(2) 軽微な変更（施行規則第4条抜粋）

- ・同一年度内における商店街活性化事業の実施時期の変更
- ・上記のほか、認定商店街活性化事業計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと経済産業大臣が認める変更